

建設工事の入札参加業者の皆様へ

平成 29 年 4 月 1 日
寝屋川市

前金払限度額の撤廃について

中小建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、前金払限度額を撤廃することにより、受注者の資金調達を円滑化し、公共工事の適正な施工の確保を図るため、下記のとおり取組みを実施しますのでお知らせします。

記

1 実施内容

前金払限度額「1億2,000万円」及び中間前金払限度額「6,000万円」を撤廃します。

2 適用時期

平成29年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用します。